



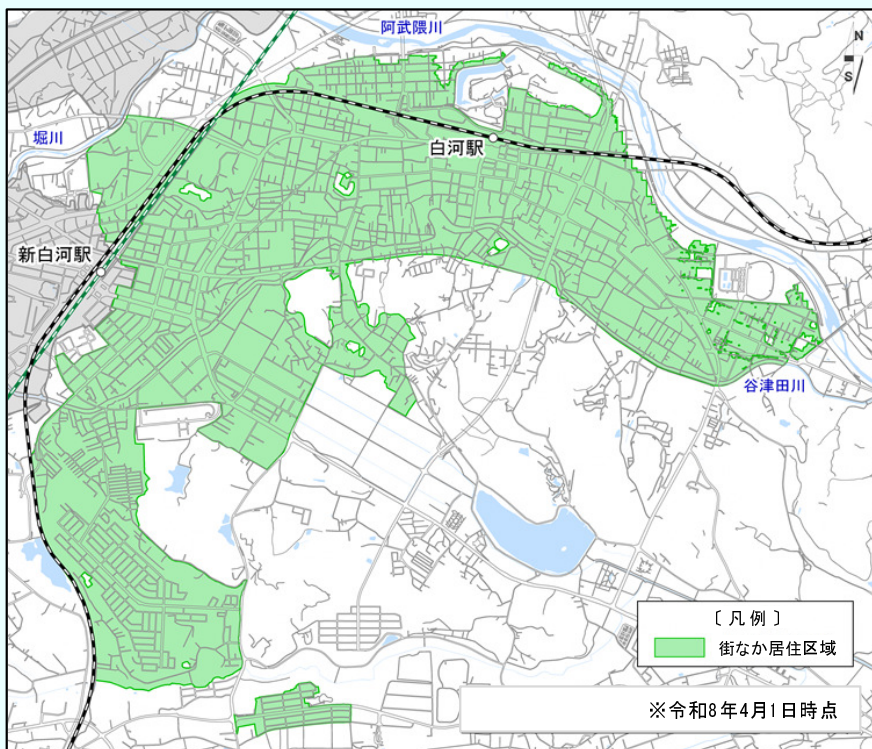
白河の街なかに、新しい「住まい」の灯を

白河市街なか宅地再生支援事業補助金

市内の「街なか居住区域内」で宅地開発を行う
事業者に、補助金を交付します。

最大

250
万円



対象者

宅地建物取引業法第2条第3号に
規定する宅地建物取引業者で、市
内に本店を有する事業者

対象区域

街なか居住区域(左図参照)

補助金額

1区画につき **50万円**

最大合計 **250万円**まで

※補助の要件や申請の流れなど、詳細は裏面をご覧ください。

申請・
お問い合わせ

白河市建設部 まちづくり推進課 まちなか居住推進係

☎ 0248-28-5533

平日
8:30~17:15



machi@city.shirakawa.fukushima.jp

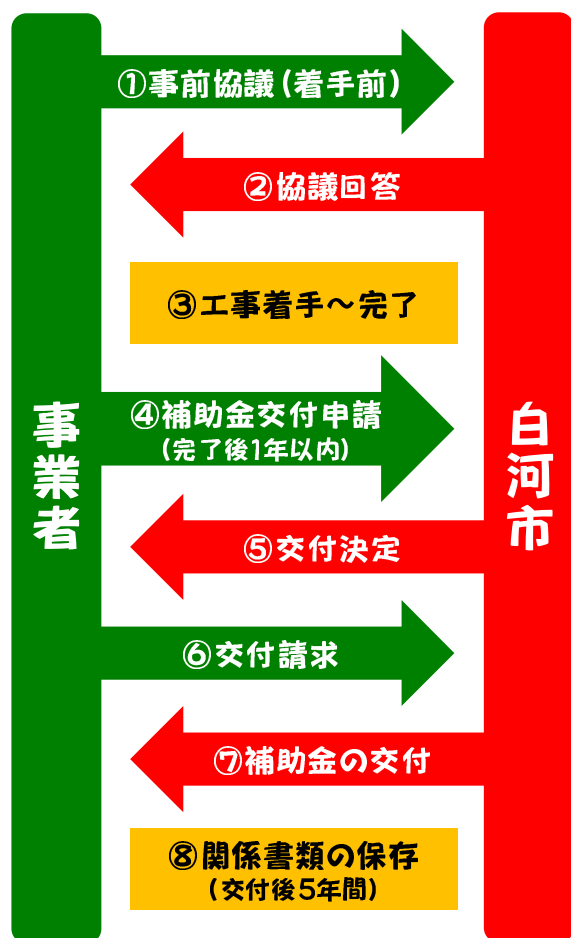


白河市街なか宅地再生支援事業補助金

主な対象要件

- 市内に本店を有する宅地建物取引業者であること
- 街なか居住区域内において、事業者が自ら所有する低未利用土地(空き地・空き家等)を活用した分譲宅地の開発であること
- 分譲宅地が2区画以上であること
- 1区画当たりの面積が165㎡以上であること
- 事業完了後において宅地以外の用途にならないこと
- 各区画が建築基準法に定める接道要件を満たしていること
- 各区画が上水道及び公共下水道等に接続すること

手続きの流れ



事前協議の必要書類

- 白河市街なか宅地再生支援事業事前協議書
- 土地の位置図、計画平面図
- 工事前の現況写真
- 経費及びその内訳が分かる書類(見積書等の写し)
- 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 宅地建物取引業の免許証の写し
- 市区町村税等の納税証明書(滞納がないことを確認できるもの)
- 法人の登記事項証明書の写し(個人の場合は住民票の写し)
- 暴力団排除に関する誓約書

※上記の他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

必要書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page010690.html>